

ジャズダンス 清明踊り隊 会則

第1条(名称)

本会は、ジャズダンス 清明踊り隊 と称する。

第2条(会の目的)

・本会はジャズダンスを継続することによって趣味を通じ、体力維持、健康寿命促進につなげる。
また、世代を超えた地域交流の場とする。

第3条(活動)

・本会は前条の目的を達成するため、毎週1回、1ヶ月4回を目標とし、清明公民館にて活動を行う。

第4条(会費)

- ・月額2,000円以内とする。但し材料費・教材費が必要な場合には別途月額1,000円以内での徴収とする。)
- ・月末の最終講座日に翌月会費の先払いとする。
- ・講座不参加の場合でも返還しない。但し休会中はこの限りではない。

第5条(会員・代表)

- ・本会会員は、原則、清明地区住民とする。過半数以下であれば地区外参加も可能である。
- ・代表と講師は兼任できない。また、代表は清明地区住民でなければならない。講師はこの限りではない。

代表 1名

講師 1名

第6条(代表の任期・役割)

- ・代表は会を代表し、円滑な運営に努める。
- ・代表の任期は2年間とし、2025(令和7)年03月31日までとする。但し再任は妨げない。
- ・代表は会計事務も兼任し、年度末には活動報告書、収支決算書を作成する。
- ・代表は入会申込書および休会届、退会届の管理をする。
- ・代表が長期欠員の場合には直ちに別の代表を会員総会にて選任し代表の職務を遂行する。

第7条(入会)

- ・入会については入会申込書を提出し会員の承認を得る。

第8条(連絡網)

- ・本会会員のグループ LINE、もしくはメール連絡、電話連絡網を整備し緊急連絡がとれるようにする。
- ・欠席の際にも連絡網を使用し速やかに代表に連絡すること。
- ・講座自体の休講の場合には、その旨、代表が公民館に連絡を入れること。

第9条(休会・退会)

- ・休会、退会に際しては、それぞれ届けを提出する。
- ・休会期間中の月謝は不要とする。
- ・退会の際には、貸与物は速やかに返還する。

附則

本会則以外については会員で協議して決定する。
この規約は2023(令和5)年4月1日から適用する。
この会則は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

< 公民館より >

本年度より、このような会則を作ってください。

内容は、それぞれのグループにあった内容で決めていただければ大丈夫です。

会則を作る目的は、会の中でのルールを明確にし、のちのちのトラブル防止のためでもあります。

また、代表の任期につきましては、1年、ないし2年と、グループで決定していただければよいですが、代表の方が、体調を崩されたり、ご家族の介護等で突然、長期参加が不可能になった場合、代表の方しか「わからない」という事態を防ぐ意味合いでも、数年ごとの代表交代が望ましいと思われる。

せっかく楽しく活動している趣味のグループが、ずっと活動していけるよう、代表を持ち回りにする、もしくは、代表は再任でも副代表、会計など役割を分担していただくのもよいかと思えます。

みなさまで協力し合って、これからも清明自主グループを、ますます活発に発展させていきましょう！